

各都道府県(方面)公安委員会委員長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

警察庁丙会第13号
平成16年4月1日
警察庁長官官房長

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

会計の監査に関する規則の施行について

この度、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)が別添のとおり平成16年4月1日に公布され、同日から施行された。同規則の制定の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

従来、警察における会計の監査(以下「会計監査」という。)は警察庁会計事務処理取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号)第26条に基づいて行われてきたところであるが、警察の予算執行の適正化を一層推進するため、警察内部における会計監査を充実、強化することとした。そこで、警察庁及び都道府県警察が実施する会計監査に関し必要な事項を、国家公安委員会規則として新たに定めることとしたものである。

2 規則の概要

(1) 目的(第1条関係)

警察の会計経理の適正を期するため、警察庁及び都道府県警察が実施する会計監査に必要な事項を定めることを目的としている。

(2) 会計監査実施計画(第2条関係)

警察庁長官、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長(以下「会計監査実施者」という。)は、毎年度、会計監査実施計画を作成しなければならないこととされた。

(3) 会計監査の実施(第3条関係)

会計監査は、会計監査実施計画に従って実施するほか、警察の会計経理の適正を期するために特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならないこととされた。

(4) 留意事項(第4条関係)

会計監査を行うに当たっての留意事項が定められた。

(5) 説明の要求等(第5条関係)

会計監査実施者は、会計監査の対象部署の長に対して、説明、資料の提

出又は所属の職員の出頭を求めることができることとされた。

(6) 公安委員会への報告(第6条関係)

会計監査実施者は、それぞれを管理する公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、会計監査の実施の状況を報告しなければならないこととされた。

(7) 会計監査の結果に基づく措置(第7条関係)

会計監査実施者は、会計監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされた。

(8) 施行日

公布の日(平成16年4月1日)から施行された。

3 規則運用上の留意事項等

(1) 会計監査実施計画(第2条関係)

ア 第2条第1項では、方面本部長も会計監査実施者として位置付けられ、会計監査実施計画を作成することとされている。しかしながら、方面本部は北海道警察本部の下部組織であり、同項の規定により各方面本部及びその区域内の警察署に対して北海道警察本部長が会計監査を行い得ないこととはならず、北海道警察本部長は、各方面本部等を会計監査の対象部署とすることができる。

イ 第2条第2項において、会計監査実施計画で定める事項として「重点項目」としたのは、会計経理事務全体を対象とするのを原則としつつ、減り張りをつけた会計監査を実施するために特に重点的に対象とする項目を定めることとしたものである。具体的な定め方としては、「捜査費関係」、「旅費関係」程度の定めでよい。

ウ 会計監査実施計画で定める「対象部署」及び「時期」については、各都道府県警察における実施方針等に即して、適宜定められたい。

(2) 実施(第3条関係)

第3条ただし書の「警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるとき」とは、不適正経理の疑いが生じたとき、予算執行に特異な状況が見られるとき、会計監査実績等から会計監査を実施することが適当であると判断されるとき等が考えられるが、「特に必要があるとき」に該当するかどうかは、各会計監査実施者が判断することとなる。また、会計監査実施者は、「特に必要があるとき」に該当すると判断した場合には、正当な理由なく、会計監査を実施しないといったことがないよう厳正に対処する責務を負うこととなる。

(3) 都道府県公安委員会等への報告(第6条関係)

「会計監査の実施の状況」とは、会計監査の実施結果はもとより、会計

監査が継続中である場合には、その状況も含まれる。

第6条では「毎年度少なくとも一回」報告することと規定されているが、第3条ただし書に規定する随時の会計監査を実施した場合や、会計監査により不適正経理事案を発見した場合等には、適宜、適切に都道府県公安委員会等に報告されたい。

(4) 結果に基づく措置(第7条関係)

第7条の「必要な措置」とは、例えば、会計経理に関して改善すべき点があれば、その改善方針等を示すことなどが考えられる。

(5) その他

各都道府県警察にあつては、会計監査実施計画の定め方、会計監査の実施の状況の都道府県公安委員会等への報告の頻度等について、警察庁の行う会計の監査に関する訓令(平成16年訓令第8号)も参考としつつ、訓令等により実施細目を定められたい。

4 会計監査実施上の留意事項

各都道府県警察にあつては、速やかに、会計監査実施計画を作成し、同計画に基づき、体制を強化する等して会計監査を厳格に実施されたい。

また、「正すべきものがあれば厳しく正す」という姿勢を堅持し、警察の予算執行に関していささかも疑念や批判を招くことのないよう、適正な会計経理の保持に努められたい。

国家公安委員会規則第九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、会計の監査に関する規則を次のように定める。

平成十六年四月一日

国家公安委員会委員長 小野 清子

会計の監査に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、警察の会計経理の適正を期するため、警察庁及び都道府県警察が実施する会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会計監査実施計画）

第二条 警察庁長官、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「会計監査実施者」という。）は、毎年度、会計監査を実施するための計画（以下「会計監査実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 会計監査の重点項目
- 二 会計監査の対象部署
- 三 会計監査の時期

(実施)

第三条 会計監査は、会計監査実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。

(留意事項)

第四条 会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- 二 厳正かつ公平を旨とすること。
- 三 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- 四 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(説明の要求等)

第五条 会計監査実施者は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象部署の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(国家公安委員会等への報告)

第六条 警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、方面本部長は方面公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、会計監査の実施の状況を報告しなければならない。

(会計監査の結果に基づく措置)

第七条 会計監査実施者は、会計監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。